

狛江市附属機関の設置に関する条例（抄）

平成25年 3 月29日

条例第 3 号

（設置）

第 2 条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

2 （略）

（所掌事務）

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
	地域公共交通会議	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 （１） <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること並びに自家用有償旅客運送の検討に関すること。</u> （２） <u>地域公共交通計画の作成及び推進に関すること。</u> （３） その他市長が必要と認める事項

(参考資料)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抄）

平成 19 年 5 月 25 日
号外法律第 59 号

（地域公共交通計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。